

松尾デイサービスセンター運営規程

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業)

【通所型サービス】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みちのく協会が開設する松尾デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握と連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 松尾デイサービスセンター
- (2) 所在地 岩手県八幡平市柏台2丁目9番2号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 所長（管理者） 1名（兼務）
所長は、事業所の従業者の管理及び業務を一元的に管理する。
- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者又はその家族の相談、苦情等に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、常に利用者の心身の状況や環境等の把握に努める。
- (3) 看護職員 2名以上
看護職員は、利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための助言等を行い、又利用者の看護及び介護全般にわたる援助を行う。
- (4) 介護職員 5名以上
介護職員は、利用者が自立した日常生活ができるよう、入浴、食事等の介護全般にわたる援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名以上
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等に合わせ、必要に応じて日常生活を送る

上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練を行う。

(6) 調理員その他の従業者 実情に応じた相当数

2 前項の員数等は指定通所介護従業者であり、通所介護従業者は、通所型サービスの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(通所型サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、通所介護を含めて、1日30名とする。

(通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 通所型サービスの内容は、送迎、入浴、食事、機能訓練、相談援助等その他必要なサービスを行う。

2 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村が定める基準によるものとし、当該通所型サービスが代理受領サービスであるときは、関係法令に規定する額とする。

3 食費 700円

4 その他必要と認められる時は実費とする。

(通常の事業の実地地域)

第8条 通常の事業の実地地域は八幡平市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が事業所のサービスを利用する時の留意事項は次のとおりとする。

(1) 事業所内に食品の持ち込みは禁止する。

(2) 法定伝染病、感染症にかかっている人の利用を禁止する。

2 その他必要と思われることについては、随時検討する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所型サービス中に、利用者が急病、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し対処する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、サービス提供中利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(賠償責任)

第12条 事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対し、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第14条 事業所は、身体拘束等の適正化の推進のため、次の号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(相談・苦情対応)

第15条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、通所型サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(非常災害対策)

第16条 非常災害対策として、非常災害に関する消防・防災計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第17条 通所型サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 通所型サービスに対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所の従業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を

遵守し、業務上知り得た利用者またはその家族についての情報を他に漏らしてはならない。
この守秘義務は従業者でなくなった後においても適用される。

- 2 通所型サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する必要な事項については、社会福祉法人みちのく協会の諸規程を準用する。
- 4 事業所は、通所型サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人みちのく協会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(第6条通所型サービスの利用定員の変更)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(第4条職員の職種、員数及び職務内容、第5条営業日及び営業時間、第7条通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額の変更)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(第13条虐待防止に関する事項の新設)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(第5条営業日及び営業時間の変更)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

(第7条通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額の変更)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(第14条身体拘束等の適正化に関する事項の新設)